

家族のお金・生活を守る “50歳からの介護・認知症と相続”

(一社)ほほえみ信託協会が一般消費者向けに生活向上セミナー 下-



大田 勉氏

日本は資産を残していく
い、譲りにくい、分けに
くい、もめやすい国と言
われています。なぜなの
か。理由がわかれれば対策
がみえてきます。
税制、法律、分けにく
い財産の3つの理由が挙
げられます。日本の法律
の仕組みを考えてみまし
ょ。現在の民法は平等
(均等)相続です。戦前
は家督(家長)相続で長
男がすべて引き継ぐので
もめどもなかつた。も
めじこには引き金があり
ます。引き金は、子の配
偶者(外野)であること
が多い。サザエさんの磯
野家を例にすると、マス
対策を取るか。控除、非
課税にすることです。例
えば、波平さんが孫のタラちゃん
に110万円は贈
金は1円です。税
相続税です。
相続税であれ
相続税の基礎控除
と税の基礎控除
です。

それでも介護や年金な
ど、将来への不安がある
なら、相続の対策は保険
としていましょう。相
続対策にもなるし、介護
状態になった時はご自身
に年金がおりる保険など
があります。

相続税がかからない人
の4人が法定相続人です。

財産の6割以上が分割

され、負の財産は相続放

付けて、お孫さんになっ

ています。

相続税がかかるとい

うことがあります。

相続税はかかるとい

うことがあります。

相続税はかかるとい